

診療報酬改定により、2022年10月1日より「選定療養費」の料金を変更いたします。

選定療養費とは…

『初期の治療は地域の医院・診療所（かかりつけ医）で、高度・専門医療は200床以上の病院で行う』という医療機関の機能分担の推進を目的として、厚生労働省により制定された制度で、高度・専門医療を行う200床以上の病院においては、かかりつけ医からの紹介状を持たずに受診される患者さまに対して、診療費とは別に自費負担していただくことが定められています。

初診時選定療養費

* 紹介状を持参せずに受診される場合

2022年9月30日まで

5,500円 (税込)



2022年10月1日より

7,700円 (税込)

再診時選定療養費

* 当院から他の医療機関を紹介させていただいた後に、ご自身の希望で引き続き当院を受診される場合

* 通院中でも紹介なしで初診となる別の診療科を希望受診される場合（診療科ごとに）

2022年9月30日まで

2,750円 (税込)



2022年10月1日より

3,300円 (税込)

初診時・再診時 選定療養費を徴収しない方

- ・他の医療機関からの紹介状をお持ちの患者さま
- ・**当院の他の診療科から院内紹介されて受診する患者さま**
（※受診中の診療科の医師からの院内紹介がなく、患者さまの希望で別の診療科を受診される場合にはその診療科ごとに再診時選定療養費がかかります）
- ・特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた患者さま
- ・救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診患者さま
- ・外来受診から継続して入院した患者さま
- ・治験協力者である患者さま
- ・災害により被害を受けた患者さま
- ・労働災害、公務災害、交通事故、保険適用外診療の患者さま
- ・国の公費負担医療制度および特定の障害や疾病等に係る地方公費負担医療制度の患者さま
- ・その他、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた患者さま
（※患者さま都合により受診する場合は認められません）

初診となる診療科を受診される患者さまへ

2022年10月1日より

紹介なしに初診となる診療科を受診される場合（初診料を算定する場合）には、診療費とは別に初診時選定療養費（7,700円）をご負担いただくことになります。

当院の診療科に継続して通院中の患者さまについては、紹介なしに初診となる他の診療科を受診される場合には、診療費とは別に再診時選定療養費（3,300円）をご負担いただくことになります。（複数の診療科を受診される場合には、その診療科ごとにご負担いただくことになります。）

ただし、通院中の診療科医師からの院内紹介で受診される場合は、選定療養費はかかりません。

選定療養費を徴収しない方

- ・他の医療機関からの紹介状をお持ちの患者さま
 - ・当院の他の診療科から院内紹介されて受診する患者さま
 - ・特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた患者さま
 - ・救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診患者さま
 - ・外来受診から継続して入院した患者さま
 - ・治験協力者である患者さま
 - ・災害により被害を受けた患者さま
 - ・労働災害、公務災害、交通事故、保険適用外診療の患者さま
 - ・国の公費負担医療制度および特定の障害や疾病等に係る地方公費負担医療制度の患者さま
 - ・その他、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた患者さま
- （※患者さま都合により受診する場合は認められません）

選定療養費とは…

『初期の治療は地域の医院・診療所（かかりつけ医）で、高度・専門医療は200床以上の病院で行う』という医療機関の機能分担の推進を目的として、厚生労働省により制定された制度で、高度・専門医療を行う200床以上の病院においては、かかりつけ医からの紹介状を持たずに受診される患者さまに対して、診療費とは別に自費負担していただくことが定められています。

2022年9月
京都桂病院 院長